## アレルギー物質を含む食品に関する 表示の改正についてのお知らせ

(食品表示義務・食品表示奨励)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚く お礼申し上げます。

さて、このたび、食安発第 0603001 号にて「食品衛生法施行規則」の一部が改定されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成20年6月3日より適用

《改定内容》

アレルギー疾患を有する者の健康危害の発生を防止する観点から、 <u>「エビ」</u>又は<u>「カニ」</u>を原材料とする加工食品等には、これらを原材料 として含む旨の表示が必要となりました。

上記改定により表示義務品目は、5 品目から 7 品目へ変更また、表示奨励品目は、20 品目から 18 品目へ変更となりました。 (総合検査案内 P.44参照)

【表示奨励 18 品目 】大豆オレンジ バナナ クルミ アワビ キウイフルーツ 牛肉 マツタケ イカ サケ モモ 鶏肉 ヤマイモ イクラ

サバ リンゴ 豚肉 ゼラチン